

昭和四十一年文部省・厚生省令第二号

管理栄養士学校指定規則

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十号）第四条の二、第四条の三、第五条第一項及び第八条の規定に基づき、管理栄養士学校指定規則を次のように定める。

（この省令の趣旨）

第一条 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第五条の三第四号の規定による指定（以下「指定」という。）のうち、学校（同号に規定する学校をいう。第二条第二項を除き、以下同じ。）に係るものに関する（指定の基準）

しては、栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

第二条 令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

二 別表第一専門基礎分野の項目に掲げる教育内容を担当する教員（助手を除く。以下この項において同じ。）については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。

三 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。

四 専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第一専門分野の項目に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。

五 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。

六 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。

七 教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室（実習食堂を備えるものに限る。）を有すること。

八 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。

九 別表第二の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。

十 別表第一に掲げる教育内容に関する五千冊以上の図書及び二十種以上の学術雑誌が備えられていること。

十一 適当な施設を臨地実習施設（臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習を行う施設をいう。以下同じ。）として利用できること。

十二 別表第五条の三第四号に規定する学校のうち、学校教育法第一条に規定する学校以外のものに係る指定の基準に関するは、前項に規定するもののほか、同号に規定する学校以外の養成施設に係る指定の基準の例によるものとする。

（指定申請手続）

第三条 指定を受けようとする学校の設置者は、指定を受けようとする年度の前々年度の三月三十一日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）に提出しなければならない。

（権限の委任）

第六条 主務大臣は、指定を受けた学校の設置者に対し、第三条第一項各号に掲げる事項について必要があると認めたときは、報告を求めるこ

とができる。

（報告の請求）

第六条 主務大臣は、指定を受けた学校の設置者に対し、第三条第一項各号に掲げる事項について必要があると認めたときは、報告を求めるこ

とができる。

（権限の委任）

第七条 前条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

（附則）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年四月一日文部省・

厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

法第五条の二第二号の規定による養成施設として指定を受けている学校に、昭和四十八年度に新たに入学した学生及びこの省令の施行の際に現在に在学している学生の養成に係る必修科目の単位数及び履修方法について、この省令による改正後の別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

法第五条の二第二号の規定による養成施設として指定を受けている学校に、昭和四十八年度に新たに入学した学生及びこの省令の施行の際に現在に在学している学生の養成に係る必修科目の単位数及び履修方法について、この省令による改正後の別表第一の規定にかかるわらず、なお従前の例によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）の施行の日（昭和五十一年一月十一日）から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年一二月一〇日文部省・厚生省令第三号）

若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の二月二十四日提出しなければならない。

前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（前記の二月二十四日）から施行する。

（経過規定）

改正法附則第八条に規定する養成施設である学校に係る教員の資格並びに備えるべき機械、器具及び標本については、改正後の別表第二及び別表第三の規定にかかるわらず、昭和六十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

（施行期日）

この省令は、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七十三号）以下「改正法」という。の施行の日（昭和六十二年四月一日）から施行する。

（施行期日）

この省令は、栄養士法施行令（昭和六十年政令第二百六十号）附則第三項第二号の規定による主務省令で定める基準は、改正後の第二条第一項第四号、第八号、第九号及び第十二号に規定するもののほか、次のとおりとする。

ただし、教員の資格並びに備えるべき機械、器具及び標本については、改正後の別表第二及び第六号の規定にかかるわらず、昭和六十三年三月三十一日までの間は、改正前の別表第二及び第三条第一項第五号に規定する基準によることができるものとし、第四号の規定は、昭和六十七年三月三十一日までの間は適用しない。

（施行期日）

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

この省令は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十六条の規定の例によること。

（施行期日）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、

			備考
一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。	二 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに一単位以上行う。	三 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の一単位を含むものとする。	四 公衆栄養学 総合演習 給食経営管理論 臨地実習
二 四 四 四			

別表第二（第二条第九号関係）

膳設備	給食経営管理	実習室	室	栄養教育実習室	臨床栄養実習室	計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機器、要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本並びに模型
定機器、作業管理測定機器並びに冷温配	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測					